

サービス管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
<p>槻の木高等学校</p>	<p>疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="510 575 1341 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 575 617 621">職員</th> <th data-bbox="617 575 1341 621">休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 621 617 772">A</td> <td data-bbox="617 621 1341 772">令和6年1月19日から同年2月18日まで（31日間）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	休業期間	A	令和6年1月19日から同年2月18日まで（31日間）	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> </div>
職員	休業期間					
A	令和6年1月19日から同年2月18日まで（31日間）					
<p>措置の内容</p>						
<p>未提出となっていた病者報告については、総括安全衛生管理者あて提出した。 検出事項の原因は、校長、教頭及び事務室職員が「病気休職だけでなく、病気休暇であっても30日以上休業していた職員の復帰にあたっては病者報告の提出が必要である」ことについて、認識を持っていなかったことによる。 再発防止に向けて、校長、教頭及び事務室職員において、本事案を共有し、病気休職だけでなく、病気休暇であっても30日以上休業していた職員の復帰に当たっては病者報告の提出が必要なことについて周知徹底を図るとともに、病気休暇のファイルにその旨を記載した。 今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月22日）